

## 中間前金払制度に関する Q&A

### Q1 中間前金払とはどのような制度ですか？

**A2** 中間前金払とは、当初の前払金（請負代金額の4割以内）に加え、工事の中間段階で請負代金額の2割以内の前払金を受けることができます。

### Q2 中間前金払の対象となる工事は？

**A2** 請負代金額が100万円以上の建設工事が対象となります。ただし、当初の前払金を請求し、受領していることが必要です。

※当初契約時の請負代金額が100万円未満であったが、その後契約変更により請負代金額が100万円以上になっても中間前金払の対象となりません。

逆に、当初契約時の請負代金額が100万円以上であった工事が、契約変更により請負代金額が100万円未満となっても、中間前金払の対象とします。

### Q3 中間前金払の請求できる要件は？

**A3** 上記A2の工事で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) すでに行われた作業の経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### Q4 中間前金払と部分払の違いは？

**A4** 部分払は、出来高検査が必要ですが、中間前金払は書面による審査であるため、工事の一時中断もなく、発注者、受注者双方の事務が大幅に簡素化・迅速化され、工事の進捗への影響が少なくなります。

### Q5 部分払との併用は？

**A5** 中間前金払後に部分払を請求することは可能です。逆に、部分払後に中間前金払の請求はできません。

**Q6 実際の出来高が予定出来高を下回っていますが、中間前金払の請求はできますか？**

**A6** 上記A3の要件をすべて満たしていれば、請求できます。

**Q7 中間前金払の認定請求に必要な書類は？**

**A7** 「中間前金払に係る認定請求書」に「工事履行報告書」を添えて、工事担当課に提出してください。なお、「工事履行報告書」には、工事進捗状況管理工程表(中間前金払用)を添付してください。

**Q8 契約変更により、請負代金額が変更となった場合は？**

**A8** 中間前払金の割合は、請負代金額の2割以内であり、かつ、当初の前払金との合計が6割を超えることはできません。

(1)増額変更の場合

【例】当初請負金額 500 万円 、前払金 200 万円受領済  
変更請負金額 600 万円

$6,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} = 1,600,000 \text{ 円}$

$6,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 1,200,000 \text{ 円}$

中間前払金の割合は、請負代金額の2割以内なので、請求可能額は 1,200,000 円

(2)減額変更の場合

【例】当初請負金額 500 万円 、前払金 200 万円受領済  
変更請負金額 400 万円

$4,000,000 \text{ 円} \times 60\% - 2,000,000 \text{ 円} = 400,000 \text{ 円}$

$4,000,000 \text{ 円} \times 20\% = 800,000 \text{ 円}$

当初の前払金との合計が6割を超えることはできないので、請求可能額は 400,000 円

**Q9 契約変更により、工期が延長となった場合は？**

**A9** 契約変更後の工期の2分の1とします。